

○内閣府令第六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
<p>第二条 法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 健康保険法第九十九条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第三十五条第一項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 医療保険各法（健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）による傷病手当金の支給に関する情報</p> <p>ハ 略</p> <p>ロ 略</p> <p>四 健康保険法第五十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第三十六条第一項の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第十三</p>	<p>第二条 法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 健康保険法第九十九条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第三十五条第一項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>イ 同上</p> <p>ロ 同上</p> <p>四 健康保険法第五十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第三十六条第一項の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第十三</p>

条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第四百四十三条の日雇特別被保険者の被扶養者であつた者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

〔五十八略〕

第三条 法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一三略〕

四 健康保険法第九十九条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報
イ 医療保険各法による傷病手当金の支給に関する情報
ロ 略
ハ 略
ニ 略

〔五十八略〕

第五条 法別表第二の五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一二略〕

三 船員保険法第六十九条第一項の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険各法による傷病手当金の支給に関する情報

条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第四百四十三条の日雇特別被保険者の被扶養者であつた者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険各法（健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律七十二号）、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

〔五十八 同上〕

第三条 法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一三 同上〕

四 健康保険法第九十九条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報
イ 号の細分を加える。
ロ 同上
ハ 同上
ニ 同上

〔五十八 同上〕

第五条 法別表第二の五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一二 同上〕

〔号を加える。〕

四 略
五 略
六 略
七 略
八 略
九 略

第七條

法別表第二の八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一四略〕

五 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十五条の第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
イ 市町村民税に関する情報
ロ 住民票に記載された住民票関係情報

第八條

法別表第二の九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
イ 一 略
二 略
ホ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報
ハ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
ト 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

三 同上
四 同上
五 同上
六 同上
七 同上
八 同上

第七條

法別表第二の八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一四 同上〕

五 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十五条の第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
イ 市町村民税に関する情報
ロ 住民票に記載された住民票関係情報

第八條

法別表第二の九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
イ 一 略
二 略
ホ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報
ハ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
ト 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

チ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

リ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

又 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ル 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

ヲ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

二 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務次に掲げる情報

「イ、二 略」

ホ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

ハ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

二 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務次に掲げる情報

「イ、二 同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

ト 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

リ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

又 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

ル 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

ヲ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

三 児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務
当該小児慢性特定疾病医療費の支給に係る小児慢性特定疾病医療を受けた小児慢性特定疾病児童等に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

三 児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務
当該小児慢性特定疾病医療を受けた小児慢性特定疾病児童等に係る次に掲げる情報

イ 健康保険法による保険給付の支給に関する情報

ロ 船員保険法による保険給付の支給に関する情報

ハ 国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

二 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

ホ 地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

四 児童福祉法施行規則第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者（児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報

第九条 法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 〔一〕三 略
- 四 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスに関する事務 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
 - イ 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
 - ロ 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
 - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
 - ホ 生活保護実施関係情報
 - ニ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第十條 法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 〔一〕三 略
- 四 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスに関する事務 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
 - イ 児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費及び同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

四 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者（児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報

第九条 法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 〔一〕三 同上
- 四 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスに関する事務 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る前号ロ及びハに掲げる情報
 - イ 〔号の細分を加える。〕
 - ロ 〔号の細分を加える。〕
 - ハ 〔号の細分を加える。〕
 - ニ 〔号の細分を加える。〕

第十條 法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 〔一〕三 同上
- 四 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスに関する事務 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - イ 〔号の細分を加える。〕

ロ 住民票に記載された住民票関係情報
ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

第十條の二 法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 〔一〕 児童福祉法第二十一条の五の二十八の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 当該医療費の支給に係る障害児に係る次に掲げる情報
 - イ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報
 - ロ 私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
 - ハ 厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
 - ニ 国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
 - ホ 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
 - ヘ 地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
 - ト 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報
 - チ 地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

〔号の細分を加える。〕
〔号の細分を加える。〕

第十條の二 法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十一条の五の三十の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該肢体不自由児通所医療費の支給に係る肢体不自由児通所医療を受けた障害児に係る次に掲げる情報とする。

- 〔一〕 健康保険法による保険給付の支給に関する情報
 - イ 〔号の細分を加える。〕
 - ロ 〔号の細分を加える。〕
 - ハ 〔号の細分を加える。〕
 - ニ 〔号の細分を加える。〕
 - ホ 〔号の細分を加える。〕
 - ヘ 〔号の細分を加える。〕
 - ト 〔号の細分を加える。〕
 - チ 〔号の細分を加える。〕

二 児童福祉法第二十一条の五の三十の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務 当該肢体不自由児通所医療費の支給に係る肢体不自由児通所医療を受けた障害児に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

第十一条 法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 生活保護実施関係情報
- ロ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第十一條の二 法別表第二の十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 児童福祉法第二十四条の二十の障害児入所医療費の支給に関する事務 当該医療費の支給に係る障害児に係る次に掲げる情報
 - イ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報
 - ロ 私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
 - ハ 厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

二 船員保険法による保険給付の支給に関する情報

- 三 国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
- 四 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
- 五 地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

第十一条 法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 健康保険法による保険給付の支給に関する情報

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

二 国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ホ 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

ヘ 地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ト 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

チ 地方公務員災害補償法第二十八条の二第二項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

二 児童福祉法第二十四条の二十二の障害児入所医療費の支給の調整に関する事務 当該障害児入所医療費の支給に係る障害児入所医療を受けた障害児に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

第十二条 法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。） 次に掲げる情報
 - 〔イ〕ワ 略
 - ワ 措置児童若しくは当該措置児童と同一の世帯に属する児童を監護又は養育する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

二 船員保険法による保険給付の支給に関する情報

- 三 国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
- 四 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
- 五 地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

第十二条 法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。） 次に掲げる情報
 - 〔イ〕ワ 同上
 - ワ 措置児童若しくは当該措置児童と同一の世帯に属する児童を監護又は養育する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

〔二〕ハ 同上

第十二条の三 法別表第二の十七の項の主務省令で定める事務は、予防接種法施行令第十條第一項ただし書の医療費の額の調整に関する事務とし、同表の十七の項の主務省令で定める情報は、予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者に係る次に掲げる情報とする。

- 一 医療保険各法による保険給付の支給に関する情報
- 二 「号を削る。」
- 三 「号を削る。」
- 四 「号を削る。」
- 五 「号を削る。」

第十五条 法別表第二の二十二の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十條の二の同法第三十條の規定による費用の負担の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該費用の負担を受ける精神障害者に係る次に掲げる情報とする。

- 一 医療保険各法による保険給付の支給に関する情報
- 二 「号を削る。」
- 三 「号を削る。」
- 四 「号を削る。」
- 五 「号を削る。」

第十二条の三 法別表第二の十七の項の主務省令で定める事務は、予防接種法施行令第十條第一項ただし書の医療費の額の調整に関する事務とし、同表の十七の項の主務省令で定める情報は、予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者に係る次に掲げる情報とする。

- 一 健康保険法による保険給付の支給に関する情報
- 二 船員保険法による保険給付の支給に関する情報
- 三 国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
- 四 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
- 五 地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
- 六 「同上」
- 七 「同上」

第十五条 法別表第二の二十二の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十條の二の同法第三十條の規定による費用の負担の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該費用の負担を受ける精神障害者に係る次に掲げる情報とする。

- 一 健康保険法による保険給付の支給に関する情報
- 二 船員保険法による保険給付の支給に関する情報
- 三 国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
- 四 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
- 五 地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
- 六 「同上」
- 七 「同上」

第十九条 法別表第二の二十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 生活保護法第十九條第一項の保護の実施に関する事務 同法第六條第二項の要保護者若しくは同法第一項の被保護者であつた者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報
- イ 「略」
- ロ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三條第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

第二十二條 法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六條第一項又は第四項若しくは第二十八條第二項又は第四項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る同法第二條第二号の公営住宅（以下この条において「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
- イ 「略」

第十九条 法別表第二の二十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 生活保護法第十九條第一項の保護の実施に関する事務 同法第六條第二項の要保護者若しくは同法第一項の被保護者であつた者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報
- イ 「同上」
- ロ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）第三條第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

第二十二條 法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六條第一項又は第二十八條第二項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る同法第二條第二号の公営住宅（以下この条において「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
- イ 「同上」

「イ」二 略

「イ」二 略

二 公営住宅法第十六条第五項(同法第二十八條第三項及び第五項並びに第二十九條第九項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第十八條第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五條の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

三 公営住宅法第十九條(同法第二十八條第三項及び第五項並びに第二十九條第九項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからニまでに掲げる情報及び生活保護法第五十五條の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

八 公営住宅法第二十九條第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五條の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

第二十二條の二 法別表第二の三十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

六 私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第六十六條第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

二 公営住宅法第十六条第四項(同法第二十八條第三項及び第二十九條第八項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第十八條第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五條の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

三 公営住宅法第十九條(同法第二十八條第三項及び第二十九條第八項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからニまでに掲げる情報及び生活保護法第五十五條の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

八 公営住宅法第二十九條第七項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五條の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

第二十二條の二 法別表第二の三十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

六 私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第六十六條第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る介護保険法第十八條第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る医療保険各法による傷病手当金の支給に関する情報

ロ 当該請求を行う者に係る介護保険法第十八條第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

七 私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第六十七條第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による出産手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産手当金の支給に関する情報

第二十二條の三 法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

四 私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第六十六條第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る次に掲げる情報

イ 年金給付関係情報

ロ 雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

五 十三 略

第二十三條 法別表第二の三十七の項の主務省令で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者(以下この条において「保護者等」という。)に係る生活保護実施関係情報

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号を加える。」

「同上」

「同上」

第二十二條の三 法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

四 私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第六十六條第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る年金給付関係情報

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号を加える。」

「同上」

「同上」

第二十三條 法別表第二の三十七の項の主務省令で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

「号を加える。」

二 保護者等に係る道府県民税又は市町村
民税に関する情報

三 略

第二十四条之三 法別表第二の四十の項の主
務省令で定める事務は、国家公務員共済組
合法第七十四条の退職等年金給付、国家公
務員共済組合法の長期給付に関する施行法
（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三
条に規定する給付並びに平成二十四年一元
化法附則第三十六条第九項、第三十七条第
二項及び第四十一条第一項の規定により国
家公務員共済組合連合会が支給するものと
された給付に係る申請、届出その他の行為（以
下この条において「申請等」という。）に関
する事務とし、同表の四十の項の主務省令
で定める情報は、当該申請等に係る者に係
る次に掲げる情報とする。

一・二 略

第二十五条之二 法別表第二の四十三の項の
主務省令で定める事務は、国民健康保険法
第五十六条第一項の療養の給付又は入院時
食事療養費、入院時生活療養費、保険外併
用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若
しくは移送費の支給の調整に関する事務と
し、同表の四十三の項の主務省令で定める
情報は、当該調整に係る被保険者に係る次
に掲げる情報とする。

一・二 略

三 私立学校教職員共済法による保険給付
の支給に関する情報
四 国家公務員共済組合法による保険給付
の支給に関する情報

五 略

六 略

七 略

第三十一条之三 法別表第二の五十九の項の
主務省令で定める事務は、地方公務員等共
済組合法第七十六条の退職等年金給付、地
方公務員等共済組合法の長期給付等に関す
る施行法（昭和二十七年法律第百五十二号）
第三条に規定する給付並びに平成二十四年
一元化法附則第六十条第九項、第六十一条
第二項及び第六十五条第一項の規定により

一 特別支援学校への就学奨励に関する法
律第二条第一項の保護者等若しくは当該
保護者等と同一の世帯に属する者（次号
において「保護者等」という。）に係る道
府県民税又は市町村民税に関する情報

二 同上

第二十四条之三 法別表第二の四十の項の主
務省令で定める事務は、国家公務員共済組
合法第七十四条の退職等年金給付並びに平
成二十四年一元化法附則第三十六条第九
項、第三十七条第二項及び第四十一条第一
項の規定により国家公務員共済組合連合会
が支給するものとされた給付に係る申請、
届出その他の行為（以下この条において「申
請等」という。）に関する事務とし、同表の
四十の項の主務省令で定める情報は、当該
申請等に係る者に係る次に掲げる情報とす
る。

一・二 同上

第二十五条之二 法別表第二の四十三の項の
主務省令で定める事務は、国民健康保険法
第五十六条第一項の療養の給付又は入院時
食事療養費、入院時生活療養費、保険外併
用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若
しくは移送費の支給の調整に関する事務と
し、同表の四十三の項の主務省令で定める
情報は、当該調整に係る被保険者に係る次
に掲げる情報とする。

一・二 同上

三 私立学校教職員共済法による保険給付
の支給に関する情報
四 国家公務員共済組合法による保険給付
の支給に関する情報

五 略

六 略

七 略

第三十一条之三 法別表第二の五十九の項の
主務省令で定める事務は、地方公務員等共
済組合法第七十六条の退職等年金給付並び
に平成二十四年一元化法附則第六十条第九
項、第六十一条第二項及び第六十五条第一
項の規定により地方公務員共済組合（指定
都市職員共済組合、市町村職員共済組合及
び都市職員共済組合にあつては、全国市町

地方公務員共済組合（指定都市職員共済組
合、市町村職員共済組合及び都市職員共済
組合にあつては、全国市町村職員共済組合
連合会）が支給するものとされた給付に係
る申請、届出その他の行為（以下この条に
おいて「申請等」という。）に関する事務と
し、同表の五十九の項の主務省令で定める
情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲
げる情報とする。

一・二 略

第四十三条之二 法別表第二の八十一の項の
主務省令で定める事務は、次の各号に掲げ
る事務とし、同項の主務省令で定める情報
は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当
該各号に定める情報とする。

一 高齢者の医療の確保に関する法律第八
十四条第一項の高額療養費の支給の申請
に係る事実についての審査に関する事務
当該申請を行う者に係る年金給付関係
情報

二 高齢者の医療の確保に関する法律第八
十五条第一項の高額介護介算療養費の支
給の申請に係る事実についての審査に関
する事務 当該申請を行う者に係る年金
給付関係情報

三 高齢者の医療の確保に関する法律施行
規則第八条第一項の障害認定の申請に係
る事実についての審査に関する事務 当
該申請を行う者に係る年金給付関係情報

四 高齢者の医療の確保に関する法律施行
規則第三十七条第二項の食事療養標準負
担額の減額に関する特例の申請又は同令
第四十二条第二項の生活療養標準負担額
の減額に関する特例の申請に係る事実
についての審査に関する事務 当該申請を
行う者に係る年金給付関係情報

五 高齢者の医療の確保に関する法律施行
規則第六十一条の二第一項又は第四項の
後期高齢者医療広域連合の認定に係る申
出に係る事実についての審査に関する事
務 当該申出を行う者に係る年金給付関
係情報

村職員共済組合連合会）が支給するものと
された給付に係る申請、届出その他の行為
（以下この条において「申請等」という。）
に関する事務とし、同表の五十九の項の主
務省令で定める情報は、当該申請等に係る
者に係る次に掲げる情報とする。

一・二 同上

第四十三条之二 法別表第二の八十一の項の
主務省令で定める事務は、高齢者の医療の
確保に関する法律第五十七条第一項の療養
の給付又は入院時食事療養費、入院時生活
療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問
看護療養費、特別療養費若しくは移送費の
支給の調整に関する事務とし、同表の八十
一の項の主務省令で定める情報は、当該調
整に係る被保険者に係る次に掲げる情報と
する。

一 船員保険法第二十九条第一項の保険給
付の支給に関する情報

二 介護保険法第十八条第一号の介護給
付、同条第二号の予防給付又は同条第三
号の市町村特別給付の支給に関する情報

三 介護保険法第十八条第一号の介護給
付、同条第二号の予防給付又は同条第三
号の市町村特別給付の支給に関する情報

四 介護保険法第十八条第一号の介護給
付、同条第二号の予防給付又は同条第三
号の市町村特別給付の支給に関する情報

六 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第一項の限度額適用認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る年金給付関係情報

七 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務 当該限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者に係る年金給付関係情報

八 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項の療養の給付又は入院時食療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給の調整に関する事務 当該調整に係る被保険者に係る次に掲げる情報

イ 船員保険法第二十九条第一項の保険給付の支給に関する情報
 ロ 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

第四十七条 法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕十五 略

十六 介護保険法第十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は居宅要支援被保険者等同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ロ 略

ハ 略

〔十七〕二十三 略

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

第四十七条 法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕十五 同上

十六 介護保険法第十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 号の細分を加える。

ロ 同上

ハ 同上

〔十七〕二十三 同上

第四十九条 法別表第二の九十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 略

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項の同法第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による費用の調整に関する事務 当該費用の負担を受ける感染症の患者（新感染症の所見がある者を除く。）に係る次に掲げる情報

イ 医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

ロ 号の細分を削る。

ハ 号の細分を削る。

ニ 号の細分を削る。

イ 号の細分を削る。

第五十三条 法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第二項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該学資貸与金の貸与及び学資支給金の支給の申請を行う者（以下この号において「学資金申請者」という。）若しくは当該学資金申請者と生計を共にする者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

第四十九条 法別表第二の九十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 同上

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項の同法第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による費用の調整に関する事務 当該費用の負担を受ける感染症の患者（新感染症の所見がある者を除く。）に係る次に掲げる情報

イ 健康保険法による保険給付の支給に関する情報

ロ 船員保険法による保険給付の支給に関する情報

ハ 国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

ニ 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

ホ 地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

ト 同上

チ 同上

第五十三条 法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第一項の学資金の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者（以下この号において「学資金貸与申請者」という。）若しくは当該学資金貸与申請者と生計を共にする者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ 学資金申請者又は当該学資金申請者と生計を共にする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 学資金申請者又は当該学資金申請者と生計を共にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二 学資金申請者の生計を維持する者に係る生活保護実施関係情報

ホ 学資金申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報

ヘ 学資金申請者の生計を維持する者に係る国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ト 学資金申請者の生計を維持する者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

二 独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第二項の学資金貸与金又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資金給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕ト 略

三 独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の学資金貸与金の回収又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資金給金の回収若しくは同法第十七条の四第一項の不正利得の徴収に関する事務 次に掲げる情報

イ 学資金貸与金の貸与を受けた者（以下この号及び次号において「学資金被貸与者」という。）若しくは同法第十七条の三の規定により学資金支給金を返還すべき者若しくは同法第十七条の四第一項の規定により学資金支給金を納入すべき者（以下この号において「学資金被金返納者」という。）又は当該学資金被

ロ 学資金貸与申請者又は当該学資金貸与申請者と生計を共にする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 学資金貸与申請者又は当該学資金貸与申請者と生計を共にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二 学資金貸与申請者の生計を維持する者に係る生活保護実施関係情報

ホ 学資金貸与申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報

ヘ 学資金貸与申請者の生計を維持する者に係る国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ト 学資金貸与申請者の生計を維持する者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

二 独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第二項の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕ト 同上

三 独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の学資金の回収に関する事務 次に掲げる情報

イ 独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資金の貸与を受けた者（以下この号において「学資金被貸与者」という。）又は当該学資金被貸与者の保証人（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）第二十五条の保証人をいう。以下この号において同

貸与者の保証人（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）第二十五条の保証人をいう。以下この号において同じ。）に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ 学資金被貸与者若しくは学資金支給金返納者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 学資金被貸与者若しくは学資金支給金返納者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る生活保護実施関係情報

二 学資金被貸与者若しくは学資金支給金返納者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る市町村民税に係る情報

ホ 学資金被貸与者若しくは学資金支給金返納者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る住民票に記載された住民票関係情報

四 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第五条第三項の規定による学資金貸与金の学資金被貸与者又は独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の三の規定により学資金支給金を返還すべき者の割賦金の額及び返還の期限の決定に関する事務 学資金被貸与者又は同法第十七条の三の規定により学資金支給金を返還すべき者に係る市町村民税に関する情報

五 独立行政法人日本学生支援機構法施行令第五条第四項の学資金貸与金又は独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の三の規定により返還させる学資金支給金の返還の期限及び返還の方法の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕二 略

第五十五条 法別表第二の百八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
〔一・二 略〕

ジ）に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ 学資金被貸与者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 学資金被貸与者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る生活保護実施関係情報

二 学資金被貸与者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る市町村民税に係る情報

ホ 学資金被貸与者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る住民票に記載された住民票関係情報

〔号を加える。〕

四 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第五条第四項の学資金の返還の期限及び返還の方法の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕二 同上

第五十五条 法別表第二の百八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
〔一・二 同上〕

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十八条の訓練等給付費の支給（就労継続支援B型に係るものに限る。）の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に係る事務 当該変更に係る障害者に係る次に掲げる情報

イ 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

ロ 略

ハ 略

ホ 当該届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報

〔号を加える。〕

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に係る事務 当該変更に係る障害者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

イ 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

ロ 略

ハ 略

ホ 当該届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報

ハ 当該届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第五十五条の二 法別表第二の百九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条の自立支援給付の支給の調整に関する事務 当該支給を受ける者に係る次に掲げる情報

イ 医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ハ 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る前号イからハまでに掲げる情報

イ 当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

ロ 略

ハ 略

ホ 当該届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報

〔号の細分を加える。〕

第五十五条の二 法別表第二の百九の項の主務省令で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条の自立支援給付の支給の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該支給を受ける者に係る次に掲げる情報とする。

一 健康保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ハ 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

二 船員保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

ロ 略

ハ 略

ホ 当該届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る次に掲げる情報

「イ」ハ 略

ト 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る前号に掲げる情報

チ 「二・三 略」

第五十九条の二 法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 次に掲げる情報

「イ」ホ 略

ヘ 小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報

「ト」 略

「チ」 略

「リ」 略

「ヌ」 略

「ル」 略

「ワ」 略

二 子ども・子育て支援法第二十二條の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号イからワまでに掲げる情報

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る次に掲げる情報

「イ」ハ 同上

ト 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

チ 「同上」

「二・三 同上」

「号を加える。」

第五十九条の二 法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 次に掲げる情報

「イ」ホ 同上

「号の細分を加える。」

「ト」 同上

「チ」 同上

「リ」 同上

「ヌ」 同上

「ル」 同上

「ワ」 同上

「号を加える。」

三 子ども・子育て支援法第二十三条第一項の支給認定の変更に関する事務 第一号イからワまでに掲げる情報

四 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更に関する事務 第一号イからワまでに掲げる情報

五 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに関する事務 第一号イからワまでに掲げる情報

「イ」ハ 略

第五十九条の三 法別表第二の百十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ」ヌ 略

「ル」 当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

「ワ」 当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

二 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報

「イ」ヌ 略

「ル」 当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

二 子ども・子育て支援法第二十三条第一項の支給認定の変更に関する事務 前号イからワまでに掲げる情報

三 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更に関する事務 第一号イからワまでに掲げる情報

四 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに関する事務 第一号イからワまでに掲げる情報

「イ」ハ 同上

第五十九条の三 法別表第二の百十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ」ヌ 同上

「ル」 当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

「ワ」 当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

二 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報

「イ」ヌ 同上

「ル」 当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ウ 当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

三 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条の特定医療費の支給の調整に関する事務 当該支給を受ける患者又はその保護者に係る次に掲げる情報

イ 医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

ロ 「号」の細分を削る。

ハ 「略」

ニ 「略」

四 「略」

附則

施行期日

1 この命令は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 (日本年金機構に係る経過措置)
日本年金機構は、この命令の規定にかかわらず、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日

ウ 当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金

三 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条の特定医療費の支給の調整に関する事務 当該支給を受ける患者又はその保護者に係る次に掲げる情報

イ 健康保険法による保険給付の支給に関する情報

ロ 船員保険法による保険給付の支給に関する情報

ハ 「同上」

ニ 国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

ホ 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

ヘ 地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

ト 「同上」

チ 「同上」

四 「同上」

附則

この命令は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

「項を加える。」

第二表	
改正後	改正前
<p>第十條の二 法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 児童福祉法第二十一条の五の二十九の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 当該医療費の支給に係る障害児に係る次に掲げる情報</p> <p>「イ」チ 略</p> <p>二 児童福祉法第二十一条の五の三十一の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務 当該肢体不自由児通所医療費の支給に係る肢体不自由児通所医療を受けた障害児に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報</p>	<p>第十條の二 法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 児童福祉法第二十一条の五の二十八の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 当該医療費の支給に係る障害児に係る次に掲げる情報</p> <p>「イ」チ 同上</p> <p>二 児童福祉法第二十一条の五の三十の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務 当該肢体不自由児通所医療費の支給に係る肢体不自由児通所医療を受けた障害児に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>附則 この命令は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第一表中第二十二條に係る改正規定は平成二十九年七月二十六日から、第二表に係る改正規定は地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。</p>	